

高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会 議事録（概要）

1 日 時 平成 28 年 11 月 28 日（月） 18 時 25 分から 19 時 40 分（1 時間 15 分）

2 場 所：高知共済会館 3 階会議室

3 出席者

委員等 徳弘委員（部会長）、岡谷委員（副部会長）、川崎委員、田邊委員、中山委員、野村委員、吉田委員、横田所長（ひとり親家庭等就業・自立支援センター）

事務局 竹崎地域福祉部副部長、山本児童家庭課長、北村児童家庭課長補佐
児童家庭課 黒石チーフ、福島主幹、吉本主事
県民生活・男女共同参画課 田中チーフ、雇用労働政策課 葛目チーフ
幼保支援課 溝渕課長、生涯学習課 公文チーフ

4 議 事

- (1) ひとり親家庭等に対する福祉施策の状況について
- (2) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」について

各議事について、事務局から説明した後質疑応答を行った。

5 質疑応答等内容

- (1) ひとり親家庭等に対する福祉施策の状況について

(委員等)

養育費の確保支援で、弁護士を活用するという話だったが、調停を起しても、最終的に支払われない養育費がかなりあると聞いている。また、養育費をあまりたくさんもらうと、児童扶養手当が減額されるなど、悩ましいところだが、具体的に養育費の確保支援で弁護士の活用以外に何か対策は持っているか。弁護士に頼んで調停をしても実際には払われていない、途中で止まってそのままというケースがとても多いと思うが、何かそこを救うようなものはないか。

(事務局)

今現在、離婚されて養育費の取り決めをしていない場合は、やはり弁護士などに頼まないといけないかと思う。また今後、そういった場合については、国において養育費の確保支援を徹底していくということで、様々な取り組みをしており、国から県のほうへ養育費の合意書の雛形を示して、この雛形を使用してやったらいいですよとか、もしものときのために公正証書を結んでおいたらいいですよとか、そういった文書もきています。今後は取り組んでいけると思うが、今までのところについては、弁護士に相談したり、個別の話になってくるかと思う。

- (2) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」について

(委員等)

「事業主への啓発」とは、どういう内容か。

(委員等)

求人開拓については、こちらからの企業訪問によって、ひとり親家庭就業・自立支援センター（以下、センター）にも求人者の予定があれば出していただきたいというようなお願いや、ハローワークに

現在出ている求人に関して、センターの方にも受付をさせていただけないかというような依頼を行っている。また、職業紹介所をやっている関係で、センターにも求人を出させてもらえないかといった依頼が、事業主の方からあることもある。

(委員等)

母子世帯が、平成 27 年度で 7,942 世帯、父子世帯が 1,505 世帯あるが、例えば、情報提供との関係について、高等職業訓練福祉給付金が必要な家庭はの中でどのくらいあってとか、母子父子寡婦福祉資金貸付制度が必要な世帯はどれだけあって、というようなデータがあって、必要なところに情報がどれだけ届いているかというような分析はされているのか。例えば、就業支援の就職者数が、平成 23 年度実績が 109 人、27 年度実績が 60 人で、平成 28 年度の目標が 150 人となっているが、ハローワークや女性しごと応援室などでいろいろとケアしていただいているなかで、ひとり親世帯のそれぞれが、どこが就職してどこが就職してないのかというデータを一括して持っていて、それで情報提供ができていない、または、就業が増えた、増えていないという分析をするべきではないだろうか。何となくの感覚で新しい事業をやるとか、これまで事業でやってきたけどできていないとか、よくやってらっしゃるのではないかと思っているが、そういうところを分析していれば、ここには表れない数字も表れてくるのではないかと思う。その辺りはどうなっているのか。

(事務局)

当然収入もしっかりある方もいるので、支援が必要などの分析をしないといけないということで、去年の実態調査で世帯の年収と就労状況等も聞いて、そういった要素の分析等は一定はしているが、詳細なところまでは、まだ追いついていない状況。そこはしっかりと次回に向けて補いたい。センターが縮小していても、他の女性しごと応援室などで大きくカバーしていけたらいい話で、その辺りについても、なかなか情報がとれていない状況である。

(委員等)

本当にそう思う。県の予算の関係もあると思うが、予算を縮小して良い部分とそうでない部分を事業仕分けしないといけないのでは。やはり、その丁寧な情報を集めて、ひとつひとつ見て分析していくということが重要だと思う。情報提供や相談体制の強化というところに、データ収集・分析の予算を組まれるとかというふうにされた方が、より効率的に届けなければならない情報を届けることができるし、面会や、経済的な支援、ファイナンシャルなことや、法律的なことをやるよりも、使えるようなデータができてくるのではないかと思うので、データ分析に関する予算を入れられたらどうだろうか。

次に、教育の観点でお話させていただくと、学習支援事業の実施について、学習支援をやってくれたらいいというだけではなくて、ひとり親家庭には限らないが、もっと体力や学力というものを上げてほしいというニーズが高まっているので、そういう支援からの学習支援事業というのも更に考えていただきたい。新規の子どもの居場所づくりの支援については、やはり、精神面をいかにケアしていくかということが重要で、特に食事みたいなどころからということになっているが、逆にこういった取組を NPO に任せっきりにすると問題が生じる事例も発生している。そこをしっかりと、なんでもかんでも支援するのではなく、ちゃんとしたところに支援できるような内容も考えていただきたい。

(委員等)

母子世帯が 7,942 世帯、父子世帯が 1,505 世帯で約 9,400 世帯があって、児童扶養手当を受けているのは 8,400 世帯となっており、1,000 世帯くらいは児童扶養手当をもらっていないということですが、男女の割合といったデータはあるか。

(事務局)

受給者 8,432 人のうち母子が 7,557 人、父子が 839 人、また養育者への児童扶養手当があり、これが 36 人になっている。

(委員等)

高知県庁は、臨時的任用職員の雇用に関して、ハローワークへ求人を出されていると思うが、他の市町村についてはどうなっているか。

(委員等)

他の市町村についても、一部はハローワークにも出している求人もある。県の臨時的任用職員の求人に関しては、センターがハローワークとは別に求人情報の提供を貰うようになっている。希望として、他の市町村に関して、ハローワークに出すときにはセンターの方にも是非とも情報提供をいただきたいと思うが、なかなか他の市町村がハローワークに出されている求人に関しては、一度問い合わせた際に、ハローワークを通していただかないと、と言われたことがある。そういったこともあったため、市町村も、全てご協力いただければありがたいと思っている。

(委員等)

大きな市町村、高知市等についても無いということであれば、県から他の市町村に指導や依頼をすべきではないかと思う。やはりハローワークで求人を一元化して扱っていただけたらいいのではないかと思います。質問させていただいた。

ひとり親家庭の方で、職業訓練の手当として給付金 10 万円を限度にいただいている方がいるが、職業訓練の途中でいろいろな病気、精神的な病気も含めてリタイアされる方がいらっしゃる。そして、その方がやむなく訓練をやめられて、1 年くらいして体が大丈夫な状態になった場合、もう一度そういう訓練を受けたいといった時に、何年か間をおかないと、この給付金の対象にはならないと言われたそうだが、そういうことになっているのか。

(事務局)

制度を受けたら、何年か空けてというのではなく、一度限りの制度となっている。

(委員等)

聞いたケースでは、病気の関係で途中で止めてしまい、元気になってもう一度やりたいということで申し込んだら、あなたの場合はもう駄目と言われたそうで、例えば、一年間の期限があつて、半年通ったら、半年分はまだ資格がありますよという形で、訓練の方に入れていただければ。また、途中でリタイアしたらもう駄目だよと、決めつけずにもう一度チャレンジをしたいということでしたら、例えば、前回 3 か月だから今あと 9 か月分給付ができるから、新たに一年行かないといけないとしても、3 か月は自分のお金でやってもらうという形でやっていただければ、そういう意欲のある方はまた就職できるのではないだろうか。

(事務局)

高等職業訓練は国の制度のため、なかなか県の一存でいかないところがあるが、先程委員がおっしゃったように、本当に最初のところでつまずいて、そういったケースであればもったいないし、あと全部捨てるような形になってしまう。また検討させていただき、国の方に先ほどのような事例があるとか、話をしていく。

(委員等)

日常生活支援の充実、地域子育て支援センター等の拡充を図るため、というのがあがるが、この子育て支援の従事者への研修会を開催するという部分について、大変大事なことではないかと思う。具体的にどんな研修をされて、内容が分かるのでしたら教えて欲しい。

(事務局)

後ほど回答させていただきます。

(委員等)

子どもたちはいろいろな状況に置かれていて、私も日々、相談活動をしている中で感じることもある。例えば、地域子育て支援センターといった場で、子どもとその中で関わる従事者との関係性ということで、いろいろな関わり方があるかと思う。子どもたちは養育者に愛着をずっと形成して行くわけで、それは非常に大切なことである。愛着をもとにして子どもの心の発達がなされる。子どもとの関わりの中にはそのような愛着性を大切にしたい。案には、子育て支援の従事者への研修を開催するとあるが、従事者と子どもとの関係の中で様々なことが生じる可能性もあるので、子どもとの関係性や愛着性の重要性に焦点を置いた子どもへの支援についての研修が必要である。従事者と子どもとの関係性は、非常に大切で、それに対してどういう研修、支援をしていくのかというようなことがもっと明確になるようなことがあれば、非常に意味のある案になっていくと思う。

(事務局)

おっしゃるとおりだと思います。この子育ての支援については、一般政策とか、子どもの貧困対策を大きい枠組みでしっかりと対応していかないといけないと考えている。もう少し詳しくこの辺りの整理をさせていただきたい。